

## 軽油引取税に係る免税措置の延長

地方税法改正法案が可決し、軽油引取税に係る免税措置は、3年間(令和9年3月31日まで)延長になりました。免税証などの取り扱いは以下のとおりです。

### ■免税証

一括交付でお渡しした免税証は、令和6年3月31日までの有効期限になっていますが、令和6年12月31日まで使用できます。変更の手続きは、必要ありません。

### ■免税軽油使用者証

一括交付でお渡しした使用者証は、令和6年3月31日までの有効期限になっていますが、交付の日から3年間有効であると読み替えますので大切に保管してください。

### ■免税軽油の引取り等に係る報告書の提出

今回の免税証交付時に報告(提出)が必要です。報告書に必要事項を記載し、納品書(領収書、請求書)など(コピー可)を添付して提出してください。

### ■未使用の免税証の返納

使用していない免税証は、今回の免税証交付時に返納してください。

### ■次回の一括交付の日程等

次回の一括交付の日程、場所等は、令和6年11月以降、栃木県税事務所ホームページや各市町・JA等の広報紙などでお知らせします。

### ■問い合わせ先

県税事務所 軽油引取税調査担当 ☎0282(23)6882

## 第1回緊急地震速報訓練

災害時や武力攻撃時に、国の全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる緊急情報を確実に伝えるため、情報伝達試験を実施します。ご理解とご協力をお願いします。

### ■日時

6月20日(木) 午前10時  
※災害などの発生により延期になる場合があります。

### ■試験内容

市内の屋外拡声器、公共施設内、学校施設内にて一斉放送

### ■放送内容(各3回)

「只今から訓練放送を行います。」

<緊急地震速報チャイム音>

「緊急地震速報。大地震です。」

「これで訓練放送を終わります。」

### ■問い合わせ先

安全安心課 ☎(32)8894

## 令和6年度「協会けんぽ」の保険料率のお知らせ

中小企業等で働く方やそのご家族が加入している健康保険、協会けんぽ栃木支部の令和6年度の保険料が、4月納付分から変更となりました。

### ■健康保険料率

9.96%→9.79%(−0.17%)

### ■介護保険料率

1.82%→1.60%(−0.22%)

### ■問い合わせ先

協会けんぽ栃木支部

☎028(616)1692

🌐 <https://www.kyoukai-kenpo.or.jp/>



## 交通遺児育英会奨学金制度

保護者が交通事故により死亡、または重度後遺障がいで働けないなどの経済的理由で、修学が困難な高等学校以上の生徒・学生を対象に、交通遺児育英会が奨学金を貸与しています。

奨学金は無利息で、希望者は入学一時金や進学準備金の貸与も利用できます。他の奨学金制度と併用も可能です。

### ■応募方法

応募書類(電話で取り寄せるか、ホームページからダウンロード)と添付書類を提出

### ■申し込み・問い合わせ先

交通遺児育英会 奨学課

☎03(3556)0773

🌐 <https://www.kotsuiji.com>

## 栃木県運営適正化委員会

利用している福祉サービスが、事前に説明された内容や契約内容と違っていた、職員の言動に傷つけられたなど、サービスの内容に疑問や不満を感じていることはありませんか。

県運営適正化委員会は、福祉サービスの利用者や家族などからの苦情や相談を受け、助言や事業所への調査、話し合いによるあっせんなどを行い、苦情の解決を図ります。

相談は電話や来所のほか、文書やメールでも受け付けます。

### ■問い合わせ先

栃木県運営適正化委員会  
(宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内)

☎028(622)2941

FAX028(622)2316

✉ [asu.sw@dream.ocn.ne.jp](mailto:asu.sw@dream.ocn.ne.jp)